

管理者の兼務に関する実態把握アンケート

2026年5月25日

日本介護クラフトユニオン(NCCU) 政策部門

調査概要

【目的】

介護保険サービス事業所の管理者は、原則として「常勤専従」とされています。(ただし、居宅介護支援は配置・兼務の考え方が他のサービスと異なる場合があります)

しかし一方で、「管理上支障がない場合には、他の職務に従事することができる」とも定められているため、多くの管理者が他の職務を兼務しており、その結果、他の職務の仕事に追われて「本来の管理業務が十分にできない」といった声が多く聞かれています。

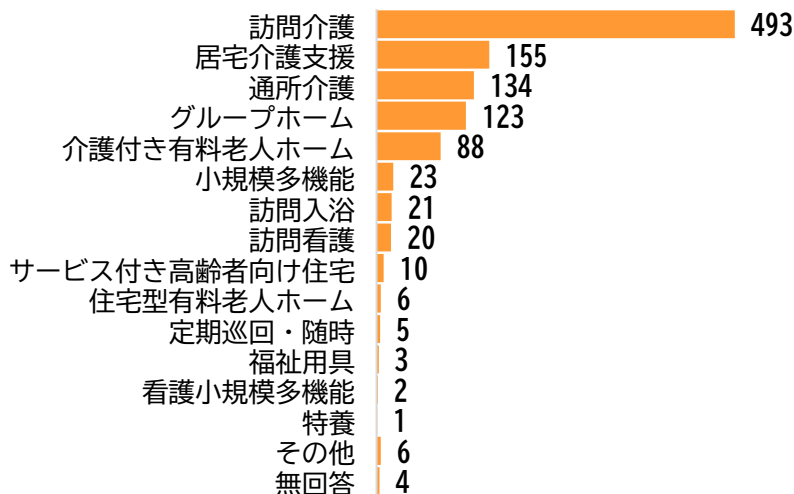
兼務のルールは自治体によって異なるケースもあり「管理者以外の兼務は一職種まで」「管理業務を行えている否か」といった点で指導している例もあるようです。

そこで、NCCUでは「管理者の兼務の実態について」アンケートを実施し、現状把握をし、課題の改善に向けた取り組みに繋げていきたいと考えております。

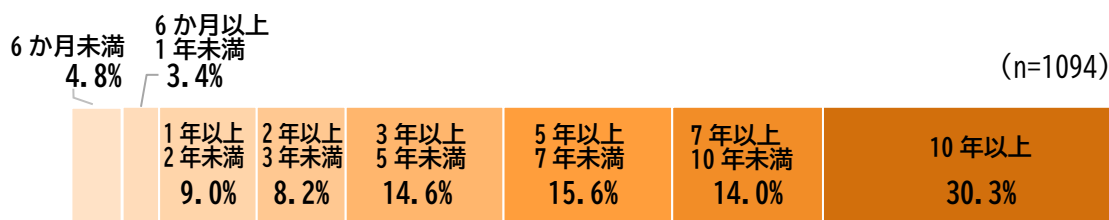
- 【調査期間】 2026年4月10日(金)～4月24日(金)
【対象者】 NCCU組合員のうち介護保険サービス事業所の管理者
【回答者数】 1,094件
【調査方法】 Google フォームのアンケート機能を利用して実施

1. あなたがお勤めの事業所についてお伺いします。

●管理者として主に勤めているサービスをひとつだけ教えてください。



●管理者としての経験年数（通算）はどのくらいですか。



2. 管理者の配置ルールについてお伺いします。

介護保険サービス事業所の「管理者」は、原則として“常勤専従”が求められ、兼務は「管理上支障がない場合」に認められるとされています。(ただし、サービスにより取扱いが異なる場合があります)

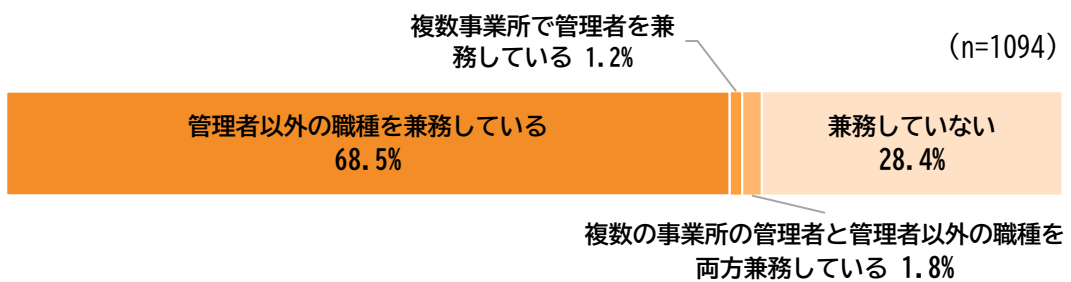
●そのことを知っていましたか。

(n=1094)



3. 管理者の兼務についてお伺いします。

●あなたは、介護保険サービス事業所の「一つの事業所の管理者」の職務に加えて、複数事業所の管理者または他の職務を兼務していますか。



「管理者以外の職種を兼務している」と回答した方 ※有効回答 (n=748)

●兼務している「職種の数」



「複数事業所で管理者を兼務している」と回答した方 ※有効回答 (n=12)

●兼務している「サービスの数」

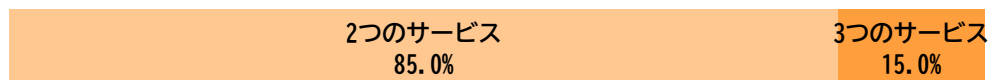


「複数の事業所の管理者と管理者以外の職種を両方兼務している」と回答した方
※有効回答 (n=20)

●兼務している「職種の数」



●兼務している「サービスの数」

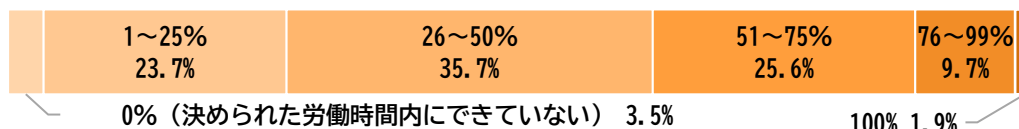


「兼務をしている」と回答した方 (n=782)

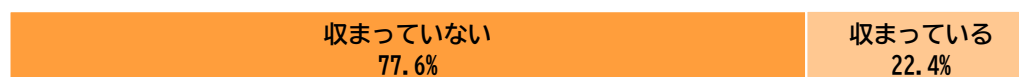
●兼務期間（通算）はどのくらいですか。



●あなたの1ヶ月に決められた労働時間（残業・休日出勤を含まない時間）のうち、管理者業務はどのくらいの割合（%）を占めていますか。



●管理者業務と兼務業務を併せた業務量は、1ヶ月に決められた労働時間内（残業や休日出勤を含まない時間）に収まっていますか。

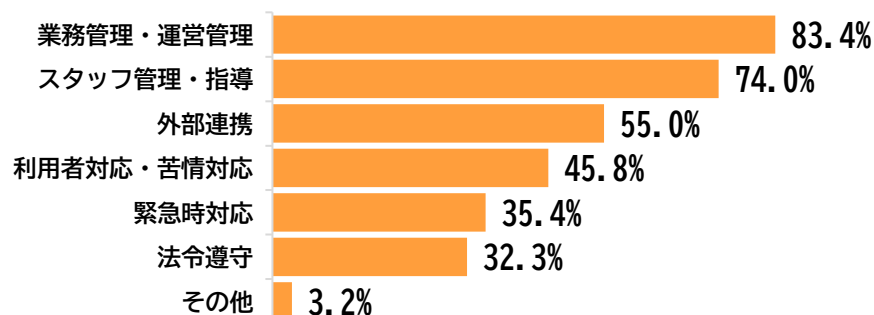


●兼務によって管理業務に支障はありますか。



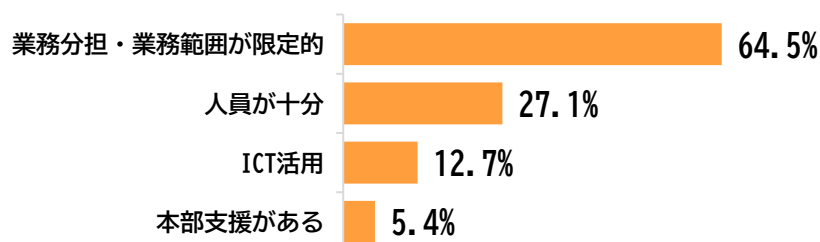
「支障あり」と回答した方 (n=616)

●どのような支障がありますか。（複数回答）



「支障なし」と回答した方 (n=166)

●支障がない理由を教えてください。（複数回答）



4. 管理者兼務に関する「自治体」ルールについてお伺いします。

- あなたが「管理者」をしている事業所がある自治体では、介護保険上の「管理上支障がない場合」に加えて、兼務に関するルール（兼務数や時間制限、比率等）はありますか。

(n=1094)

ある 8.9%	ない 19.2%	わからない 71.9%
------------	-------------	----------------

「ある」と回答した方

●具体的なルール

・「2職種まで」
・「管理者業務 40 時間、サービス提供 120 時間」
・「1 日の従事時間の半分以上は管理業務に従事する」
・「3つの兼務は禁止」
・「4つの兼務には申請が必要」

5. 管理者兼務に関する勤務先の「法人のルール」についてお伺いします。

- あなたが「管理者」をしている事業所の法人では、介護保険上の「管理上支障がない場合」に加えて、兼務に関するルール（兼務数や時間制限、比率等）はありますか。

(n=1094)

ある 18.8%	ない 25.0%	わからない 56.1%
-------------	-------------	----------------

「ある」と回答した方

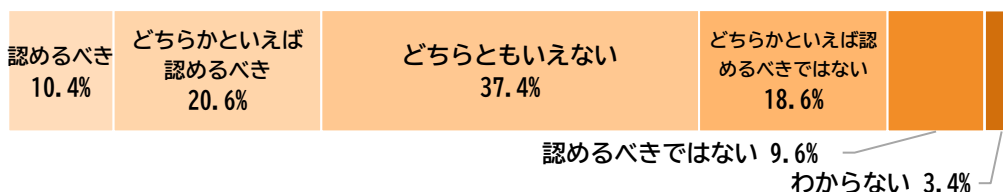
●具体的なルール

・「各市町村のルールに従う」
・「3つの兼務は認めない」
・「管理者業務 50%」
・「稼働率を定められている」
・「計画作成を担当しているフロアのみ介護職で勤務可能」
・「他事業所への支援はできない」

6. 管理者兼務に関するルールについて「あなたの考え方」をお伺いします。

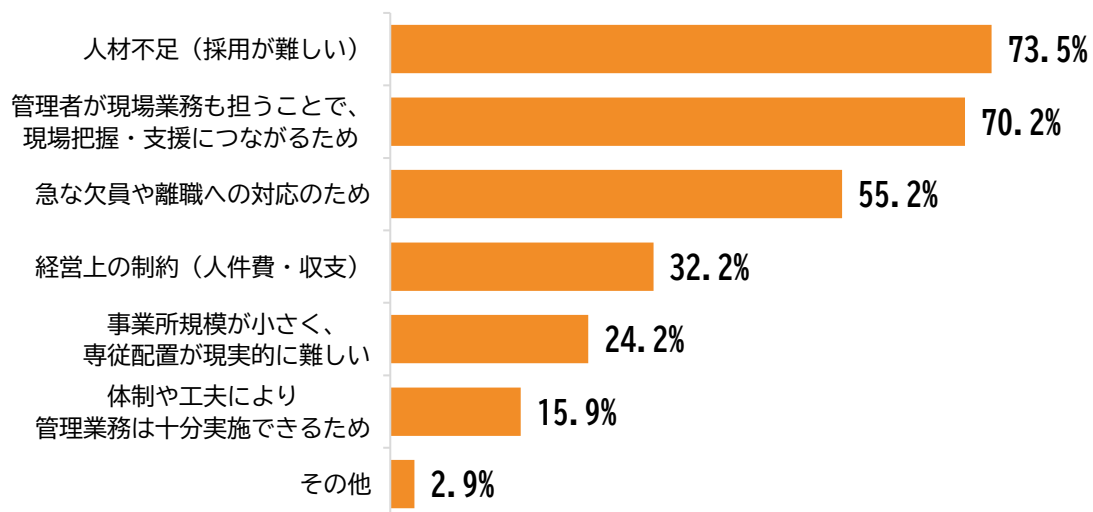
●管理者の兼務は認めるべきだと思いますか。

(n=1094)

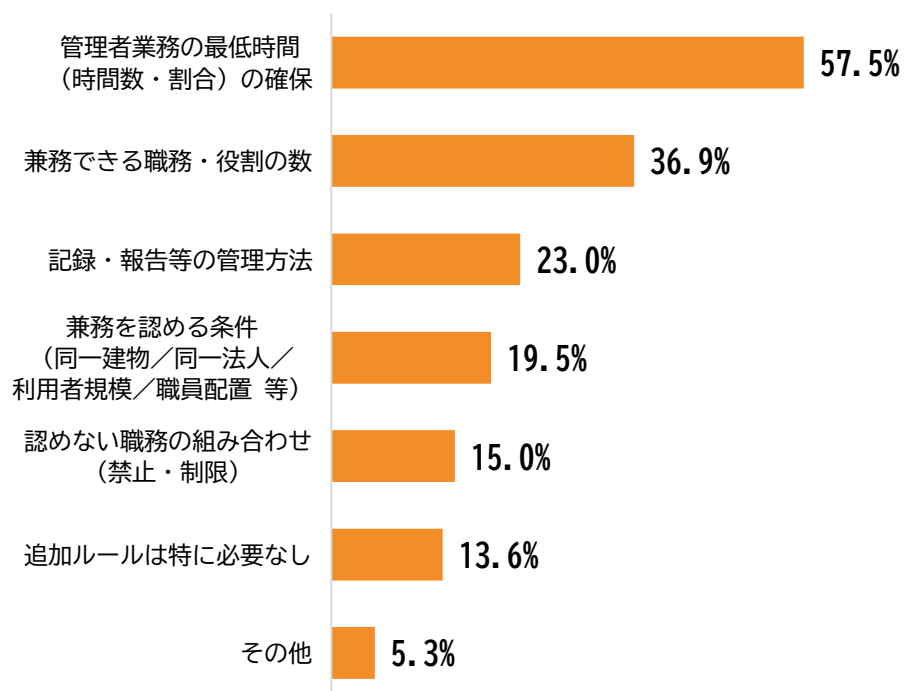


「認めるべき」「どちらかといえば認めるべき」と回答した方 (n=339)

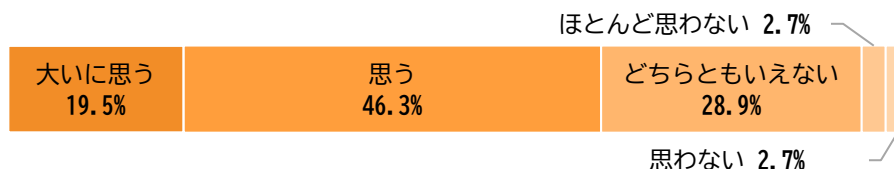
●兼務を認めるべき、主な理由を教えてください。(複数回答)



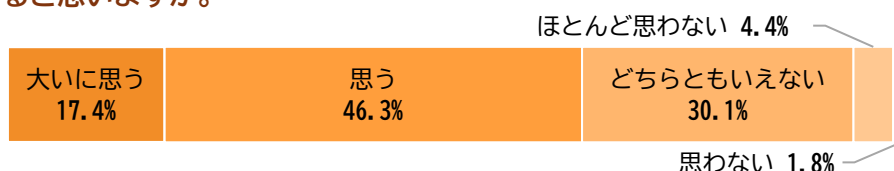
●認める場合に必要だと思うルールを教えてください。(複数回答)



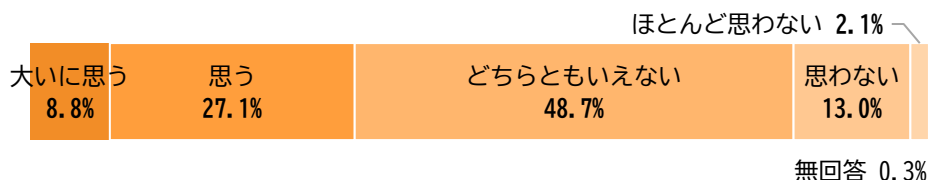
●あなたが選んだ必要だと思う具体的なルールは、管理者本人のモチベーションへの維持・向上に対して、プラスに作用すると思いますか。



●あなたが選んだ必要だと思う具体的なルールは、スタッフの採用、指導・育成、フォローにつながり、人材確保・定着に対してプラスに作用すると思いますか。



●あなたが選んだ必要だと思う具体的なルールは、逆に管理者の負担が増える、兼務の形骸化など新たな課題が発生すると思いますか。



「(どちらかといえば) 認めるべきではない」と回答した方 (n=309)

●兼務を認めない、主な理由を教えてください。(複数回答)

